

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むべく、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と認識しております。この認識の下、コーポレートガバナンスの充実を図るために役員を主要メンバーとする内部統制推進委員会を設置し、内部統制の整備とさらなる充実を図るとともに、コンプライアンスについての監視と啓蒙を行っております。また、迅速な意思決定を図るため、取締役会及び決算経営会議等の重要な会議体を定期的に開催しており、それぞれの会議体において、内部統制の整備・運用状況の報告を実施しております。

以上を含む企業活動全体を監査役及び社長直轄の監査室が監査し、常時改善を促すとともに、外部からは社外取締役1名及び社外監査役2名が取締役の業務執行に対して監視を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社インテリクチュアル	1,641,000	27.15
室 義一郎	319,900	5.29
株式会社三菱UFJ銀行	300,000	4.96
室 信子	293,600	4.85
株式会社メッツコーポレーション	241,500	3.99
ムロコーポレーション協力企業持株会	210,100	3.47
株式会社三井住友銀行	200,000	3.31
株式会社みずほ銀行	183,800	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	149,700	2.47
ムロ社員持株会	149,100	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は、2020年3月31日時点のものであります。
- 当社は自己株式504,034株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
- 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、当該に係る事項はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
間中 和男	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
間中 和男	○	間中和男氏が過去に在籍していたニッシン・ア・岩尾株式会社と当社の間には、人的関係及び資本的關係はありません。また、同社との年間取引金額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れが無いと考え、独立役員に指定しています。	間中和男氏は、長年大手素材メーカーの取締役を経験しており、その豊富な経験と見識は当社の経営に対する適切な助言が得られ当社のガバナンス体制の一層の強化に有益と判断し、社外取締役として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名と財務及び会計、法務及び労務に関する専門的識見や経歴のある社外監査役2名による監査役3名体制で構成され、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、取締役の職務の執行に関する監査を実施いたします。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

■ 常勤監査役 松嶋 則之 … 10回開催のうち、10回出席

■ 社外監査役 藤原 秀之 … 12回開催のうち、12回出席

■ 社外監査役 多田 智子 … 10回開催のうち、10回出席

※常勤監査役松嶋則之氏及び社外監査役多田智子氏につきましては、2019年6月21日就任後の状況を記載しております。

常勤監査役は毎月監査役会を開催し、監査方針・監査計画に従い、国内各工場、販売拠点、海外子会社の往査を実施し、期中監査活動における取締役への監査報告書を作成し、社外監査役に報告するとともに、取締役会、重要な会議、社内イベント等への出席と稟議書、重要な契約書類、規程類を閲覧し、必要に応じて、指摘や助言を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、会計監査人が監査業務を例年通りに遂行することが困難となる中、適正な監査確保に向けて協議を行い、電話会議やWeb会議を開催して対応しております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、独立性を確保するための社長直轄の組織である監査室(2名)が公正な立場での業務監査を定期的、計画的に実施し、その監査結果を社長に報告し、必要に応じて改善指示から改善実施までのフォローを行っております。

なお、監査室、監査役及び監査法人並びに内部統制部門との関係についても、必要に応じて情報・意見交換等行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 秀之	その他	△												
多田 智子	その他										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 秀之	○	藤原秀之氏は、当社の店頭公開準備の為に公開準備員として中途入社し、1994年8月から1996年3月まで当社の業務執行者（使用人）として在籍しておりました。なお、独立役員に指定しております。	藤原秀之氏は、企業コンサルタントとして中小企業の財務改善や経営指導の経験を有しており、また、中堅製造業の取締役管理統括部長として深く経営に関わった経験もあり、その経験と見識は、当社の監査体制の一層の強化に有益と判断し、社外監査役として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。
多田 智子	○	多田智子氏は多田国際社会保険労務士事務所所長ですが、同氏との間には、人的関係及び資本的关系はありません。また、同氏が所長を務める多田国際社会保険労務士事務所は、当社との間で顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れが無いと考え、独立役員に指定しております。	多田智子氏は、社会保険労務士として様々な企業の労働問題等の実務経験があり、その豊富な経験と見識は当社の監査体制の一層の強化に有益と判断したため、社外監査役として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

明確な業績連動型報酬制度は導入しておりませんが、業績が大きく上下した場合には報酬、賞与に反映させております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告にて開示しております。

取締役（社外取締役を除く）7名 報酬等の総額172百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第60期定時株主総会決議において、年額500百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、当社の監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第50期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、役職毎の方針等は定めておらず、方針の決定権限を有する者はおりません。各役員の個々の報酬につきましては、単年度及び中長期計画の進捗・達成度合い等を総合的に勘案し、株主総会決議の上限額の範囲内で、その具体的な金額を取締役会の審議及び決議に基づいて決定しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、報酬額の水準につきましては国内の同業・同程度規模の他企業等との比較及び当社の財務内容を踏まえて設定しております。なお業績連動報酬につきましては、予算に対する営業利益の達成度合いにリンクさせて報酬額を増減させておりますが、事前届出確定給与を利用している関係上、業績と支給の連動には半年から1年のタイムラグが生じます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う業績悪化への対応として、2020年4～6月期の役員報酬を10%減額しております。これは、役員個々の業務執行状況に起因しない不可抗力的な非常事態への対応としてのものであり、その時々々の社会情勢や会社の状況等を勘案して取締役会にて審議し、決議した上で対応しております。今後も社会的な危機発生時等においては、上記の通常の報酬決定の外ではありますが、適時適切、臨機応変に対応してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する連絡、情報伝達等は、総務人事部があたっております。また、監査業務に関する事項に関しましては、社内監査役と連携をとって行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、経営上の重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

<監査役会>

監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されており、各監査役は取締役会や決算経営会議の重要会議に出席して意見を述べるとともに監査室とも連携をとりながら、必要に応じて個別に監査を行っております。

<執行役員会>

執行役員会は執行役員4名で構成され、2ヶ月に1回の頻度で開催しております。

執行役員会では、取締役と執行役員の責任範囲を明確にすることにより、取締役会の活性化を図るとともに執行役員への権限委譲を進め、効率的な経営を行うよう努めております。

<決算経営会議>

決算経営会議は、主要役員及び部門長等で構成され、3ヶ月に1回の頻度で開催しており、業務執行の効率化、迅速化及び適正化を図る体制を構築しております。

<内部統制推進委員会>

内部統制推進委員会は、主要役員及び部門長等で構成され、3ヶ月に1回の頻度で開催しており、法令等の遵守並びに適切なリスク管理体制確立のための取り組み状況等の報告を実施しております。

<内部監査>

内部監査につきましては、独立性を確保するための社長直轄の組織である監査室(2名)が公正な立場での業務監査を定期的、計画的に実施し、その監査結果を社長に報告し、必要に応じて改善指示から改善実施までのフォローを行っております。

なお、監査室、監査役及び監査法人並びに内部統制部門との関係についても、必要に応じて情報・意見交換等行っております。

<会計監査の状況>

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大中 康宏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松浦 竜人

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、取締役会・監査役会の法定機関による監視・監督を行っております。また、迅速な意思決定を図るため、役員から部門長までが参加する重要な会議体を毎月構成して毎月開催しております。社外チェックという観点に関しましては、社外取締役1名及び社外監査役2名による社外役員3名による監視及び監査を実施しているほか、取締役の業務執行に関する監査を行っており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第63期定時株主総会の招集通知は、法定期日の3営業日前の2020年6月4日に発送しております。 なお、WEB開示につきましては、招集通知発送日の2営業日前の2020年6月2日に行っております。 (2020年実績)
集中日を回避した株主総会の設定	直近の第63期定時株主総会につきましては、2020年6月23日に開催しました。 第62期は2019年6月21日開催。 第61期は2018年6月22日開催。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページにて公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算時及び年度末決算時に決算説明を開催しております。 なお、2020年3月期の本決算におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ決算説明会を中止いたしましたが、ホームページにて決算説明資料を掲載しております。 また、不定期ではありますが証券会社の営業員向け説明会及び個人投資家向け説明会を実施したことがあります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて各種情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部および経営企画室が連携し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念において「公正で透明性のある経営を行い、ステークホルダーの利益に貢献する」旨を掲げております。 社員の立場に関しましては社内規程にて定めており、その他のステークホルダーに関しましては、社内規程として個人情報保護基本規程を定めておりますと共に、個人情報保護方針を定め、ホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は経営理念に「法令順守」、「顧客満足」、「環境保護」、「地域密着」を掲げ、環境保全活動及びCSR活動等に取り組んでおります。 また、環境に関する考え方に関しましては、環境方針を定め、ホームページにて公開しております。 なお、2001年11月に「ISO14001」に関する認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に関しましては、ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページにて公開しております。
その他	当社は現在、社外監査役として女性役員を1名登用しているほか、女性管理職1名(副部長:1名)を登用しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

<内部統制システムの整備の状況>

a. 内部統制につきましても、社内業務全般に対する諸規程が整備され、明文化されたルールの下で各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行しております。また、内部監査によるモニタリングが実施されており、内部統制システムの再点検、再構築を実施してまいりました。その一環として3ヶ月に1回の頻度で内部統制推進委員会を開催し、法令等の遵守並びに適切なリスク管理体制確立のための取り組み状況等の報告を実施しております。

なお、本委員会議事録を取締役会にて説明し、承認を得ております。

b. 最近1年間において、取締役会で重要な業務執行の決定や経営の重要事項についての審議を行ったほか、監査役と監査室が連携して業務監査を実施いたしました。また、コンプライアンス管理規程・社内通報制度規程及び内部者取引管理規程について社員へ周知徹底させるため、社内教育計画の中に組み入れ、各部門長による全社員への教育を実施してまいりました。さらには、2020年6月1日付で施行された改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に向け、外部講師によるハラスメント防止のための教育を実施してまいりました。その他にも、顧客個人情報を含めたセキュリティの確保に努め、管理の強化を図っております。また、内部統制の再点検、再整備活動を行ってまいりました。

なお、2015年5月14日付で、「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定しており、その中では当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制につきましても改定しております。

<業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況>

1. 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. グループ企業全体の「企業行動指針」を策定し、当社並びにグループ企業の役員、使用人への浸透を図る。

ロ. 当社役員は、法令及び「企業行動指針」の遵守を率先垂範すると共に、使用人への周知徹底を図る。

ハ. 当社財務責任者（管理本部長）を委員長とし、当社役員及びグループ企業代表者、その他必要な人員を構成員とする内部統制推進委員会を設け、法令等の遵守並びに適切なリスク管理に関する教育・啓発を行う。

二. 法令等の遵守並びに適切なリスク管理の確保のための監督・監視体制の構築・運用のため、次の措置を行う。

a. 内部統制推進委員会は、法令等の遵守並びに適切なリスク管理体制確立のための取り組み状況につき、3ヶ月に1回の内部統制推進委員会を開催する。また、内部統制の開示すべき重要な不備及び重大な不正事案等が発生した場合には、委員会開催後、直ちに取締役会並びに監査役会に対し提言及び勧告等を行う。

b. 重要な非通例な取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との取引等については、取締役会の決議を要するものとする。

ホ. 内部統制推進委員会主導で適宜職務権限規程等の見直しを行い、内部統制システムが有効に機能するための状態を確保する。

ヘ. 当社役員は、「公益通報者保護法」を社内へ周知徹底し、使用人は法令違反や不正行為が行われたことを認知した場合、内部統制推進委員会に通報する義務を負うものとする。また、会社は通報した使用人に不利益な扱いを行わないものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 「文書管理規程」並びにその他の関連規程に基づき、文書並びに関連資料を保存及び管理する。

ロ. 「文書管理規程」に定める文書以外についても、その重要度に応じて保管期間、管理方法等を定め、適宜規程の見直しを行う。

ハ. 当社役員は、使用人に対して「文書管理規程」に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. グループ企業全体の「リスク管理基本方針」を策定し、当社並びにグループ企業全体への浸透を図る。

ロ. リスク及びその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役ないし取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準の策定等、必要な規程、体制を構築・運用する。

ハ. 次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を構築・運用する。

a. 地震、事故、火災等の災害により、重大な損失を被るリスク

b. 不適正な業務執行により、生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

c. 情報漏洩や情報システムが正常に機能しないことにより、重大な被害を被るリスク

d. 法令遵守違反行為や抵触行為により、重大な社会的責任を問われるリスク

e. その他、当社役員が極めて重大と判断するリスク

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

ロ. 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌を定める。

ハ. 取締役の出席する経営会議、本部会議等における決定とそれに伴う各部門の合理的な運営については、担当取締役の責任において速やかに周知・実施、検証するものとする。

二. 執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の経営管理については、改正施行規則に基づいて改正した「関係会社管理規程」に従い、当社への稟議・報告制度による子会社経営の管理を行うものとする。

ロ. 内部統制推進委員会は、「企業行動指針」及び「リスク管理基本方針」のグループ企業への周知徹底、並びにグループの内部統制の構築・運用を推進することとする。

ハ. グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については独立性確保のため取締役と監査役が意見交換を行うこととする。また、当該スタッフは監査役からの指揮命令を優先することとする。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループの役職員は、法令に違反する事実、当社または当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、監査役または監査役会に当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

ロ. 当社グループの役職員が監査役への報告を行った場合、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けない旨を制定している「内部通報制度規程」を、当社グループの役職員に周知徹底する。

ハ. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため会社の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

⑧ 反社会的勢力との関係遮断

イ. 暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な請求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

ロ. 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し、的確に対応する。

2. 内部統制システムの運用状況

① 毎月1回定時取締役会を開催し、前月度の当社の経営状況、通期見通しについて、取締役の業務執行状況等経営上の重要事項について、報告、審議、決議を行っております。

② 常勤監査役は毎月監査役会を開催し、監査方針・監査計画に従い、期中監査活動における取締役への監査報告書に関して社外監査役に報告するとともに、取締役会、重要な会議、社内イベント等への出席と稟議書、重要な契約書類、規程類を閲覧し、必要に応じて、指摘や助言を行っております。

③ 3ヶ月に1回内部統制推進委員会を開催し、当該委員会においては主として監査室が業務監査結果や財務報告に係る内部統制の整備・運用評価状況について報告を行い、PDCAの管理サイクルが回るようにしております。また、当該委員会での報告・決議内容を取締役に報告して承認を得ております。

④ グループ会社の経営につきましては、子会社からの週次または月次単位でのメール報告と、3ヶ月に1回開催の経営会議の中で、子会社の経営状況について審議しております。

さらには、年1回の海外子会社による中長期計画と改善活動状況についての報告、及び海外子会社会議を開催して対処すべき課題等について討議を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針の中で法令順守を活動の基本とする旨を明記しております。この行動指針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としており、すべての役員及び社員に対し周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力への対応としては、総務人事部が統括して情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制等に関する模式図は、(図表1)を参照下さい。

(適時開示体制の概要)

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために、公正かつ適時、適切な開示が行なわれるよう社内体制の充実に努めており、適時開示等の会社情報の開示につきましては、代表取締役社長を責任者とし、情報開示担当役員(管理本部長)を中心とした以下の体制により対応しております。

2. 適時開示に関わる責任者及び担当部署

・当社及び子会社情報におきましては、管理本部を中心に総務人事部、経理部及び経営企画室にて情報収集、管理を行っております。

・決算関連情報におきましては、経理部を中心にその開示資料を作成しておりますが、その作成過程におきましては、随時関連部門からの情報を収集管理しております。決算関連情報は取締役会にて承認された当日直ちに開示しております。

・当社及び子会社におきまして、会社の業績や方向性を左右するような重要情報(決定事実・発生事実・決算関連等)は、情報開示担当役員、管理本部及び経営企画室に報告がなされ、更に代表取締役社長に報告がなされます。管理本部及び経営企画室にてその情報内容を検討し、適時開示の可否を行っております。必要に応じて取締役会の決議や弁護士・監査法人等の助言を頂き、直ちに開示する体制をとっております。

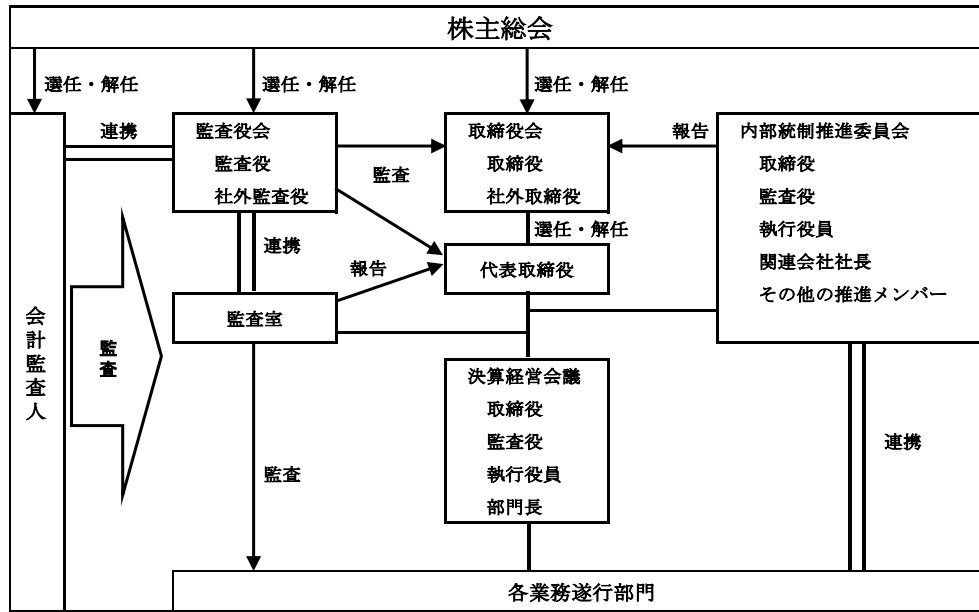
・適時開示が必要と判断された情報は管理本部にて開示文書を作成しT Dnetにて開示を行います。その後、当社ホームページにおいても開示を行っております。

・当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために、公正かつ適時、適切な開示が行なわれるよう社内体制の充実に努めており、適時開示等の会社情報の開示につきましては、情報開示規程を定め管理本部を中心とした体制により対応しております。

適時開示体制の模式図は、(図表2)を参照下さい。

(図表1)

【コーポレートガバナンス体制】



(図表2)

【会社情報の適時開示に関する社内体制の概略図】

